

## 議員報酬の状況

令和5年1月1日現在

団体名	報酬条例本則上の報酬月額（円）			左の額の 適用開始日	削減措置※ を実施	日割計算規 定の有無
	議長	副議長	議員			
水戸市	700,000	630,000	590,000	平成10年4月1日		○
日立市	615,000	550,000	510,000	平成8年4月1日		○
土浦市	570,000	500,000	467,000	平成8年4月1日		○
古河市	500,000	450,000	400,000	平成20年9月1日		○
石岡市	439,000	401,000	382,000	平成20年9月10日		○
結城市	440,000	395,000	380,000	令和2年4月1日		○
龍ヶ崎市	469,000	423,000	398,000	平成16年4月1日		○
下妻市	430,000	390,000	370,000	平成28年4月1日		○
常総市	460,000	425,000	400,000	平成10年4月1日		○
常陸太田市	460,000	415,000	395,000	平成10年4月1日	○	○
高萩市	455,000	395,000	375,000	平成8年1月1日		○
北茨城市	461,000	413,000	391,000	平成8年4月1日		○
笠間市	460,000	425,000	400,000	平成18年3月19日		○
取手市	494,000	444,000	411,000	平成20年2月15日		○
牛久市	450,000	410,000	390,000	平成8年10月1日		○
つくば市	547,000	480,000	447,000	平成6年4月1日		○
ひたちなか市	541,000	504,000	470,000	平成8年1月1日		○
鹿嶋市	396,000	363,000	342,000	平成15年4月30日		○
潮来市	327,000	279,000	259,000	平成11年1月1日		○
守谷市	430,000	397,000	367,000	平成15年4月1日		○
常陸大宮市	410,000	370,000	350,000	平成19年10月1日		○
那珂市	464,000	413,000	395,000	平成28年3月10日		○
筑西市	449,000	405,000	381,000	平成30年4月1日		○
坂東市	475,000	430,000	405,000	令和4年4月1日		○
稲敷市	420,000	380,000	360,000	平成19年4月1日		○
かすみがうら市	334,000	285,000	269,000	平成19年9月7日		○
桜川市	394,000	361,000	345,000	令和4年4月1日		○
神栖市	460,000	410,000	390,000	平成28年4月1日		○
行方市	360,000	306,000	288,000	平成31年4月26日		○
鉾田市	350,000	300,000	280,000	平成26年4月1日		○
つくばみらい市	426,000	384,000	362,000	令和2年4月1日		○
小美玉市	411,000	370,000	349,000	平成28年4月1日		○
茨城町	345,000	318,000	310,000	平成10年1月1日		○
大洗町	343,000	300,000	275,000	平成15年1月1日		○
城里町	335,000	293,000	268,000	平成24年1月1日		○
東海村	450,000	408,000	387,000	令和2年2月1日		○
大子町	300,000	270,000	250,000	平成4年7月1日		○
美浦村	326,000	296,000	286,000	平成20年9月1日		○
阿見町	369,000	330,000	313,000	平成16年10月1日		○
河内町	300,000	270,000	260,000	平成17年10月1日		○
八千代町	356,000	312,000	295,000	平成29年4月1日		○
五霞町	355,000	316,000	301,000	平成8年4月1日		○
境町	367,000	335,000	318,000	平成27年4月1日		○
利根町	350,000	310,000	300,000	令和4年4月1日		○
市計(平均)	456,156	409,469	384,938		1	31
町村計(平均)	349,667	313,167	296,917		0	11
県計(平均)	427,114	383,205	360,932		1	42

※ 「削減措置」＝報酬を特例条例又は条例付則で一時的に減額しているもの。費用弁償の削減（例：旅費の不支給）は本表に含めない。